明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働・国土交通**一）　二
○地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**八）　二
〔告　示〕
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件（**総務**二九、三三）　二
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件（**同**三〇、三四）　二
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件（**同**三一）　二
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件（**同**三二）　三
○市の境界変更の件（**同**三五）　三
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（**中央選挙管理会**三）　三
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件（**同**四）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**四五）　四
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Aの改正に関する件（**外務**八六）　四
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**二八一）　五
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件（**経済産業**一六、一七）　五
○都市計画に関する件（**国土交通**一二三）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**三七、三八）　六
○道路に関する件（**中部地方整備局**九）　七
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**六、七）　七
○道路に関する件（**九州地方整備局**二〇）　七
○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**三、四）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕　七
内閣　最高裁判所　東京都　名古屋市　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕　八
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（大阪労働局最低工賃公示一）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
高速取引行為者に対する行政処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二四
会社その他

省　令

○厚生労働省・国土交通省令第一号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公営住宅法第四十五条第一項の事業） **第一条**　公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一～四　（略） 五　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）	（公営住宅法第四十五条第一項の事業） **第一条**　公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一～四　（略） 五　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）

附　則

この省令は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第八号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）の施行に伴い、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（賃貸住宅の賃借人の資格） **第十三条**　地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。 一　次に掲げる者 イ～ホ　（略） ヘ　次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの (1)～(5)　（略） (6)　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。） 二　（略）	（賃貸住宅の賃借人の資格） **第十三条**　地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。 一　次に掲げる者 イ～ホ　（略） ヘ　次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの (1)～(5)　（略） (6)　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。） 二　（略）

附　則

この省令は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。